2004年第1日発行

21世紀COE プログラム 男女共同参画社会の法と政策 ジェンダー法・政策研究センター Gender Law & Policy Center アエルビル19階(JR仙台駅前)





CONTENTS

2 研究クラスター紹介02 3 研究会報告 2003年11月 18日・12月11日05 2003年12月 15日06 2004年1月 15日・1月23日07 2004年1月 27日08 4ゲッティンゲン・フォーラムの記録 _ 09 5 第一回ジェンダー法学会報告10		VЦ
2003年11月 18日・12月11日 05 2003年12月 15日 06 2004年1月 15日・1月23日 07 2004年1月 27日 08 4ゲッティンゲン・フォーラムの記録 09 5 第一回ジェンダー法学会報告 10	2 研究クラスター紹介	02
2003年12月 15日 06 2004年1月 15日・1月23日 07 2004年1月 27日 08 4ゲッティンゲン・フォーラムの記録 09 5 第一回ジェンダー法学会報告 10		0.5
2004年1月 15日・1月23日 07 2004年1月 27日 08 4ゲッティンゲン・フォーラムの記録 09 5 第一回ジェンダー法学会報告 10		
2004年1月 27日 08 4 ゲッティンゲン・フォーラムの記録 ₋ 09 5 第一回ジェンダー法学会報告 10		
2004年1月 27日 08 4 ゲッティンゲン・フォーラムの記録 ₋ 09 5 第一回ジェンダー法学会報告 10	2004年1月 15日・1月23日	07
5 第一回ジェンダー法学会報告 10		08
5 第一回ジェンダー法学会報告 10		00
	4 ケ ツテインケン・ノォーフムの記録_	กล
		10
D 研究会日程	6 研究会日程	

お問い合わせ

東北大学大学院法学研究科COE支援室 〒980-8576 仙台市青葉区M TEL:(022)217-3740 E-mail:21coe@law.tohoku.ac.jp

21世紀COE ジェンダー法・政策研究センター 〒980-6119 仙台市青葉区中央1田3-1 アエルビル19階 TEL:(022)723-1965

1 はじめに

Preface

平成15年度21世紀COピログラム「男女共同参画社会の法と政策ージェンダー法・政策研究センター」が活動を開始して、約半年が経ちました。この研究拠点は、21世紀の日本と国際社会がめざす「男女共同参画」実現のための理論的課題を、法学・政治学を中心に解明し、「ジェンダー法・政策」研究・教育の成果を世界に発信するとともに、日本の地方自治体等とも連携して、具体的な政策実践に資することを目的としています。

そこで、まずハード面を整備するため、仙台駅前のアエルビル19階に学外連携拠点「ジェンダー法・政策研究センター(Gender Law and Policy Center)」を開設し、2003年1月1日に、内閣府男女共同参画局や地方自治体・弁護士会・大学などの関係者をお招きして開所式を行いました。このセンターには、オランプ・ドウ・グージュの「女性の権利宣言」(1791年やエリザベス・スタントンらの「所信宣言」(1848年などの歴史的資料のほか、アメリカ諸大学の女性法学雑誌のバックナンバーや、フェミニズム理論・ジェンダー法学・教育学関係の洋書・和書を多数所蔵しており、今後も充実した研究センターにすべく、資料・文献収集に努めて参ります。

また、ソフト面では、研究組織として、3つの部門(基礎研究・応用研究・政策実践部門)と、6つの研究クラスター(政治参画・雇用と社会保障・家族・身体・人間の安全保障・ジェンダー教育)を設定しています。各クラスターの目標や研究計画については、このニューズレター第2号でそれぞれの責任者が紹介していますので、ごらんください。また、各クラスターでは、それぞれ学内外の研究協力者の協力を仰ぎながら、2003年1月から2004年月までに、合計10回の研究会やシンポジウムを開催してきました。これらの内容は、ニューズレター、ホームページ(http://www.law.tohoku.ac.jp/coel



で概要を紹介するほか、2004年月末刊行予定の研究年報(和文・欧文年報)に報告内容を掲載いたします。さらに、5年間の研究成果を「ジェンダー法・政策研究叢書」(全12巻にまとめ、東北大学出版会から毎年刊行する計画です。その第1巻が近く刊行予定ですので、ご期待ください。

今後とも、このような「ジェンダー法・政策センター」の活動にあたたかいご支援とご協力を賜りますよう、お願いいたします。

辻村 みよ子

21世紀COEプログラム「男女共同参画社会の法と政策」拠点リーダー

- 近刊案内 -

東北大学21世紀COEプログラム 「ジェンダー法・政策研究叢書」第1巻 『世界のポジティヴ・アクションと男女共同参画』 (辻村みよ子編)東北大学出版会より近刊予定

2 研究クラスター紹介 Cluster Introduction

A 政治参画 クラスター

政治参画クラスターでは、男女平等 参画社会における政治参画・公共空間のあり方および各国における政治参 画の比較政治的研究や実証的研究を 推進・支援していきたいと考えています。

特に、女性の政治代表と政治参加などに焦点をあてながら、ジェンダー的正義、ジェンダー的平等、ジェンダー・フリーといった基礎理論や基礎概念の研究から、政策決定への住民参画、選挙制度改革提言などの政策実践的提言までを射程に入れて、研究・教育活

動を展開していくことになっています。

昨年の総選挙では、1979年以来増加の一途をたどって前回の2000年は202名になっていた女性候補が初めて減少し、149名となりましたが、当選者は前回の35名から1名減っただけで、むしろ、女性候補の当選率は23

%と高くなりました。とはいえ、衆 議院における女性議員の比率 はわずか7.1%で世界の中で 134**位**いう状況です。

世界各国と比較して日本において女性の政治進出が進んでいない原因を政治制度、社会制

度や女性のインセンティブ構造などの 違いによって説明し、現状が改善され るために必要な方策についてヒントを 得ることができることを期待しています。



川人貞史 Sadafumi Kawahito

B 雇用 と社会保障クラスター

性別によって労働のあり方や家庭での役割が異なるという実態は、長い間日本社会に厳然と存在していた。こうした実態を前提として戦後構築された社会保障法制は、この前提が社会に妥当している間は合理性を有していた。しかしこの社会保障法制は、近年進展している女性の就労意識の変化やライフスタイルの多様化を受け、再検討を迫られている。雇用法制についても、女性の就労意欲が高まっている一方で、依然として男女間の処遇格差が存在

するという問題を抱えている。

こうした現状を念頭におきつつ、本 クラスターでは法学・社会学・経済学 などの多角的視点に立って、理念的 な基礎研究から実効的な政策研究ま



嵩さやか Sayaka Dake

で幅広く行う予定である。基礎研究としては、雇用における障害者差別や年齢差別と比べた場合の男女差別の特徴の分析などが挙げられる。政策研究としては、パートタイム労働法制のあり方、アファーマティブアクションの正当性、ライフスタイルに中立的な年金法制の模索、などが挙げられよう。

2003年1月には、本学の沢柳賞受賞者田中重人氏の報告をもとに性別役割分業と平等政策について社会学的・法学的視点から検討を行った。2004年以降、内外から著名な研究者を招いて研究会を行う予定である。

C 家族 クラスター

家族法における男女平等と「家」制度廃止をもたらした戦後改正は、たしかにイデオロギー的には大きな転換ではあった。しかし、実際には、家意識は、戦後改正による家制度の解体後も根強く残った。一方、民法の立法者たちは、事実と慣習に大幅に委ねるという態度を基本的にとってきたが、このような立法態度は、家族の中の弱者、とくに妻の保護において、不十分な法しかもたらさなかった。

家族は、妻となり母となる可能性のある女性にとって、何を意味するのか。

家庭を作り子を育てるという行動は、 本能的な自然なことではあるが、父母 に一定の自己犠牲と拘束を要求する ことでもある。少子化現象に見られる ように、当事者に過度で不平等な負担 をかけたとき、人にとってかくも自然な 行動すら、抑圧されうる。個人の尊厳 と平等と自由という観念は、人間の集 団の福祉に大きな利益をもたらした。 これらの観念と両立する家族の観念 によって、次世代の人間の福祉をはか る倫理的義務が、我々にはあるだろう。 このような家族のかたちを保障する法 と政策のあり方をさぐりたい。

2003年度には、12月にフランスから二



水野紀子 Noriko Mizuno

コラ・マティ氏を、2月に大村敦志氏を招いて、日仏それぞれの観点から家族の契約化について検討したが、2004年度以降も、唄孝一氏、野田愛子氏らを招いた研究会を予定している。

D 身体 (セクシュアリティー) クラスター

身体クラスターは、性暴力(レイプ、ストーカー、DV、セクシャル・ハラスメント)、 児童買春・児童ポルノ、および生殖医療(堕胎、中絶などを含む)など、女性 の身体と自己決定をめぐる問題を取り 扱っている。これらの領域では、女性 差別撤廃条約や子供の権利条約・そ

齊藤豊治 Toyoji Saito

の選択議定書の批准などによって、国 内法の整備が進んでいる。また、犯罪 被害者の活発な運動を背景に被害者 保護立法によって、刑事司法の積極 的な運用により、性暴力の防止と被害 者の救済が図られるようになっている。 しかし、諸外国の経験によれば、刑事 法的対応には限界があり、予想外の 副作用をもたらすことも少なくない。法 の運用に関するデータを蓄積し、さら に改善すべき点を明らかにしていく予 定である。なお、性暴力のうち、戦時性暴力は「人間の安全保障」のクラスターと、セクシャル・ハラスメントは「雇用と社会保障」のクラスターと、生殖医療は「家族」のクスターとの間で、それぞれ共同研究が必要となろう。

Cluster Introduction

E 人間 の安全保障クラスター

中世から近代へ。現在、それと同じ程度の世界システム大の質的転換が進んでいる。ポスト工業化社会、ポスト・フォーディズム、ポスト・モダニティ、またはハイパー・モダニティと呼称は違うものの、特に1970年代以降国際機構、国家を含む近代的制度は、大きな転換期を迎えつつあると言ってよいだろう。その過程で、ヘゲモニーの単独主義的暴走(それに対する原理主義的反撥)



土佐弘之 Hirovuki Tosa

やネオ・リベラリズム的原理の更なる浸透といったマクロ・レベルでの動向もあり、特に世界システム周辺部においては、セイフティネット的役割も果たすべき制度の崩壊が進み、より脆弱な立場にいる人々が、さらに社会的死といって良いような困難な状況、さらには生物学的死に追い込まれている事例が多々見られる。そこにおいては、ジェンダー的秩序のより脆弱な層(階級、人種的にもより不利な位置に立たされている女性、さらにはセクシュアリティ・マイノリティと呼ばれる層)に、より大きな負荷がかかっていることが多い。

このプロジェクトでは、そうした動態 について、具体的なイシュー(セクシュ アリティの急速なグローバル化の進展 に伴う新たな人身売買ネットワークの 拡大、違法女性移民・労働者の問題、 内戦下における戦時性暴力や女性難 民の問題、テロリズム戦争の進展に伴 う新たな軍事化とマスキュリニティの再 強化など多岐にわたる)についての事 例研究、比較、理論研究を行いながら、 法と政策など制度再構築の方向性に ついて探っていきたい。初年度(2003 年度)は、「人間の安全保障」論の基 本的検討と共同研究の基礎固めとい うことで、1月に、加藤普章氏を招き、カ ナダ政府の「人間の安全保障」政策 の概要や問題点などについて、2月に は武者小路公秀氏を招き、人身売買 問題などに代表されるグローバル・レ ベルでの「人間の安全保障」問題を 取り巻く状況についてのプレゼンスを 受けたうえで、討議、検討しながら共通 理解を深めた。

F ジェンダー教育クラスター

ジェンダー・イクオリティ社会を目指す 市民の育成は、その社会システムを浸透・ 大衆化させるものとして、法・制度的整 備とともに不可欠なものである。このよう な市民の育成は、単に学校教育にとど まるのみならず、成人まで含めた教育プログラムとして提言されるべきである。

ジェンダー教育は、特に1980年代半ば以降の教育研究において注目されてきたが、これまでは、グローバル教育や人権教育の下位概念としての考察や、

イデオロギー研究の副産物としての教育、 個別教師の小規模な単元開発にとど まる研究が中心で、ジェンダー・イクオリ ティ社会における市民教育のあり方を 原理的に考察したものではなかった。

本クラスターでは、ジェンダー教育の目的、内容に関する哲学的・教育史的研究とともに、本COEにおける法思想研究の成果、文化人類学や「ケア論に基づく実践的合意形成」に関する近年の研究をもとに、ジェンダー問題にお

ける従来のアプローチに対して新たに 原理的考察を加えることを目的としている。 その上で、最終的にはジェンダー教育カ リキュラム・実践、さらには政策を提案す ることを目指したい。



生田久美子 Kumiko Ikuta

3 研究会報告 Seminar Report

■学内研究会(Bクラスター主催、担当:嵩さやか助教授) 文学研究科田中重人講師

性別格差と平等政策

一階層論の枠組による 性別格差と平等政策の研究

11/18k]17:00~1900 法学研究科2階大会議室



田中報告は、性別による所得の配分格差とその解消を目指す平等政策を取り上げ、社会学の階層論の枠組から分析を行った。同報告は「性別→世帯内の地位→仕事への参加度→所得」という性別階層モデルを提示し、平等政策を各要素間の流れに沿って3類型こ分類する。その上で同報告は、段階2(世帯内の地位→仕事への参加度)と段階3

(仕事への参加度→所得)に働きかける従来の日本の平等 政策が不十分であったと分析し、段階1(性別→世帯内の地位)に関する政策の必要性を主張した。参加者からは同報 告に対し、「平等」の意味に関する質問や、多様化する世帯 構造に当該モデルが適応できるのかといった質問が出され、 活発な議論がなされた。



■学内研究会

(Cクラスター主催・民法研究会共催、担当:水野紀子教授) オーヴェルニュ(クレルモンフェラン第一)大学 ニコラ・マティ教授

家族の契約化

12/1[木]15:00·17:30 法学研究科2階大会議室

マティ報告は、フランスの家族法について、家族の契約化 という観点から、これまでの歴史を概観するものであった。家族の堅固な制度であったフランス家族法が、離婚の自由化に始まり、事実婚の一般化、パクスの創設、人工生殖の承認にいたる展開の中で、当事者の自由にゆだねられる領域が増えてきたことが指摘された。しかし契約化の極として位置

づけられる、裁判所の関与しない協議離婚は、弱者を守ることができないために、そこまでは契約化は及ばないという評価であった。報告後の質疑では、協議離婚が原則である日本法との比較、事実婚の効果、親権行使への裁判所の介入などについて、議論が行われた。

■公開研究会

(A、B、C、D、Eクラスター共催、担当:尾崎久仁子教授) 女子差別撤廃条約委員会 シャムシア・アーマッド委員

女子差別撤廃条約と日本法

【パネリスト】辻村みよ子教授、水野紀子教授、 植木俊哉教授、齊藤豊治教授、嵩さやか助教授

12/15月]1330~1600 アエルビル28階「エル・ソーラ仙台」大研修室

2003年月に行われた女子差別撤廃条約日本政府報告書に対する委員会最終コメントにある指摘のうち、政策・方針決定過程への女性の参画とポジティブ・アクション、民法改正について(婚姻年齢の差、非嫡出子の相続分差別、再婚禁止期間)、女子差別撤廃条約の国内履行、公立学校における男女別学制度、女性に対する暴力と適正手続、社会保障及び雇用(遺族年金の受給権、第3号被保険者制度、雇用



における差別の法的性格、労基法上の母性保護、同一価値 労働同一賃金)などの論点が提起された。

アーマッド委員からは、条約4条にいう「暫定的な特別措置」 の意味、家族法と児童の権利条約との関係、法と司法の重 要性(その前提としての法学教育の重要性)、実質的な差別 の解消のためには、雇用、社会保障、税制などを包括的に考 えていく必要があることなどについての指摘があった。



中國新聞掲載 2003年1月2日夕刊



06

Seminar Report



■学内研究会 (Fクラスター主催、担当:生田久美子教授) 教育学研究科**李仁子講師**

マイノリティーとジェンダー

1/15木]17:00·19:00 法学研究科2階大会議室

本発表は、1990年代から北朝鮮を脱出し、韓国と日本に渡って来た「脱北者」の生活世界をジェンダーの視点から捉えようとする試みである。第三国での苦しい難民体験の中で、また安全な社会での定着過程(日本では出自を隠しながら)の中で、北朝鮮で最初に培われた男女の社会的規範や役割と異なるものが生み出される。ただ居住の場を変えるだ

けの「移住者」ではなく、命がけの「脱北者」であるが故に揺れ動くジェンダーのあり方は、既存の安定した社会で考察されるジェンダー規範の研究とは異なる知見を与えてくれる。本発表のもとになる調査は、2001年以降日本及び韓国で数次にわたって行われ、現在も継続中である。

■学内研究会

(Eクラスター主催、担当:土佐弘之教授)

大東文化大学法学部加藤普章教授

カナダの人間安全保障対策について

1/23金]16:00-19:00 法学研究科2階大会議室

カナダの「人間の安全保障」政策を理解するために、まずカナダ外交において二つの基軸(現実主義的対応と理想主義的対応)が具体的にどう交錯してきたかについて把握する必要があるとの観点から、まず、カナダ外交の特質とその歴史的展開についての概説がなされた。その上で、「人間の安全保障」論が、カナダ外交において登場してきた要因として、(1)1990年代以降おけるカナダ外交の「独自性の喪失」、(2)アクスワージー外相という特異なリーダーシップの存在、(3)移民国家ゆえ海外の紛争問題に敏感なこと等を挙げた上で、「人間の安全保障」政策の具体的な内容などに



ついて説明がなされた。その内容の中には、女性の権利擁護などが、対人地雷問題などと並んで重要な「人間の安全保障」イシューとして挙げられていること、また、その背景としては、CIDA(カナダ国際開発庁)そしてそれと連携するNGOなどの役割が重要であることが指摘された。報告後、日本のJICAとCIDAとの決定的な差異、カナダ社会における独自のセキュリティ観(対米比較)の背景的な要因などについて活発な質疑が行われた。



■学内研究会(Dクラスター 主催、担当:齊藤豊治教授) 法学研究科研究生永井善之

ハイテク社会における ポルノグラフィーの刑事規制

法学研究科博士後期課程3年 田代亜紀

『表現の自由』とポルノグラフィー

1/27火]17:00~1900 法学研究科2階大会議室

身体クラスターの第1回研究会が1月27日午後5時から開かれ、40名近い参加者があった。

永井報告では、一国のみでのサイバー・ポルノの法的規制は困難であり、青少年保護のための受信者側の技術的

規制の有効性が強調された。田代報告では、ポルノ規制をめ ぐる規制派とリベラル派との論争が分析された。その後、性 差別と支配、批判の自由の侵害、ジェンダー視点による規制 根拠の再検討等につき、活発な討論が行われた。





現在、ドイツの主な政党は、 男女平等参画、あるいは、 女性の地位向上のための 取り組みをしています。その うち、特に綱領に定めるクォ ーター制について、比較外

国憲法の視点から『ドイツにおける政策決定過程への男女平等参画』として纏めました。私的団体ではありつつも、基本法(=憲法)上の保障を受けるドイツ政党の位置づけ、平等原則等の議論は、今後の日本にも少なからぬ示唆を与えるものと思われます。

新村とわ Towa Niimura

東北大学大学院法学研究科(公法学専攻)博士課程修了· 博士号(法学)取得。

ハイデルベルグ大学ドイツ=ヨーロッパ公法研究所客員研究員 等を経て、現在、東北大学COE研究員。

専攻:比較外国憲法、ドイツ=ヨーロッパ公法、地方自治法。



国際法及び国際組織法の 分野で性差別問題がどの ように扱われるかについて 現在研究を進めています。 とりわけ、加盟国の数も多く さまざまな分野で活動して

いる国際連合(国連)を中心として、国家間で締結される各種の人権条約の分析に加えて、国連内部の機関間及び国連機関とその職員の関係において生じうるジェンダー問題についても今後さらなる研究が必要であると考えています。

中島淨美 Kiyomi Nakashima

東北大学大学院法学研究科修士課程修了(修士) 同博士課程、英国海外研修を経て、現在東北大学COE研究 員。 専攻:国際法

Record 4 ゲッティンゲン・フォーラムの記録 of the Forum

ゲッティンゲン・フォーラムでの パネル展示説明会に参加

法学研究科長 河上正二

2003年1月23日に、東北大学とドイツのゲッティンゲン大学の間で、大学間交流協定が締結され、その調印式を挟むようにして、東北=ゲッティンゲン・フォーラムが開催されました。フォーラムでは、マテリアル・サイエンスを中心とした学術シンポジウムのほか、いくつかのパネル展示説明会が実施されましたが、法学研究科からは、21世紀COEプログラムの

テーマである「男女共同参画社会の法と政策」についてのパネル展示が行われました。フォーラムには、大西副総長、河上法学研究科長のほか、ニューヨークで在外研究中の西谷助教授、コブレンツ行政裁判所のディーター・プルーム裁判官(前法学研究科教授)ご夫妻等も参加し、ゲッティンゲン大学の諸教授達との旧交を温めることができました。フォーラムで、法学部50周年記念に来日講演してくださったハンス・シュライバー教授が、「本田記念賞」を受賞されたことも大変嬉しいことでした。

パネル展示説明会は、有名なゲッチ ンガー・ジーベン(「ゲッティンゲンの7教 授」)と呼ばれる地区にある大学新総 合図書館の1階フロアーがその会場と なり、図書館を利用する多くの学生や 研究者達がパネル展示や用意された パンフレットを興味深そうにのぞいてい ました。あまり立ち入った質問は出ませ んでしたが、ドイツにおいても男女共同 参画やジェンダーに関する議論は活発 なだけに、普段は(残念ながら)さほど 日本に対して関心のないドイツの学生 達も、高い関心を示していたように思い ます。今後、両国の比較研究などを通 じて、ジェンダー問題を法・政策の観点 から掘り下げる研究が一層進展するこ とを願っています。





5 第1回ジェンダー法学会報告

Report

第1回ジェンダー法学会が、2003年1月6日、7日に早稲田 大学で開催されました。

ジェンダー法学会は、「法学をジェンダーの視点からより深く研究すること、研究と実務の架橋をすること、ジェンダー法学に関する教育を開発し深めること」(「設立趣意書」より)を目的として、さまざまな法分野の研究者及び実務家によって2003年設立されました。本COE拠点リーダーである辻村みよ子教授も発起人として学会理事に選任されています。

12月6日にはシンポジウム「なぜ今、ジェンダー法学が必要

なのか」が開かれ、辻村報告等により、司法改革全体のジェンダー化、ジェンダー教育の方法論・基礎理論の確立が急務であるとの指摘がなされました。また7日には「女性差別撤廃条約――国際社会との落差の検証」というテーマでシンポジウムが開かれ、労働法及び家族法分野の判例分析と、条約の裁判規範化につきさまざまな角度から議論されました。

第1回ジェンダー法学会は多大な成果を挙げて終了しました。本COEジェンダー法・政策研究センターは、今後もジェンダー法学会とさまざまな形で連携していきたいと考えています。

6 研究会 日 程

2004年2月 ~6月

S c h e d u

2月3日(火)16時~20時

「人間安全保障論序説」

■学内研究会・文系総合研究棟11階中会議室 (Eクラスター主催、担当:土佐弘之教授)

元国連大学副学長·武者小路公秀氏

2月14日(土)13時~15時

「家族の契約化」

■学内研究会・法学研究科2階大会議室 (Cクラスタ

(Cクラスター主催、民法研究会共催、担当:水野紀子教授)

東京大学法学部·大村敦志教授

3月9日(火)13時~15時

- ■学内研究会·文系総合研究棟11階中会議室 (Fクラスター主催、担当:生田久美子教授)
 - 1. 「婦人常会の形成と展開」大学院教育学研究科博士後期課程3年 須田将司
 - 2.「『良妻賢母』論の論点整理」大学院教育学研究科博士後期課程3年 大迫章史
 - 3. 「学校教育におけるジェンダー観の形成と学生の意識形成」教育学研究科 谷口和也助教授

3月19日(金)16時~18時

「『労働とジェンダー』-『平等戦略』とその限界」

■学内研究会・法学研究科2階大会議室 (Bクラスター主催、担当:嵩さやか助教授)

弁護士·水谷英夫先生

コメンテーター: 法学研究科 さやか助教授、博士後期課程2年長谷川珠子(特別研究員)

3月26日(金)15時~17時 「アメリカにおける女性の政治参加に関する研究動向」

■公開研究会・法学研究科2階大会議室 (Aクラスター主催、担当:川人貞史教授)

北海道浅井学園大学人間福祉学部·相内真子教授

4月28日(水)15時~17時 「女性の身

「女性の身体と男女共同参画政策(仮)」

■公開研究会・アエルビル28階エル・ソーラ仙台 大研修室 (Dクラスター主催、担当:齊藤豊治教授)

広島女子大学生活科学部·若尾典子教授

5月20日(木) 16時~18時 「雇用分野におけるポジテイヴ・アクション」

■公開研究会·アエルビル28階エル·ソーラ仙台 大研修室 (Bクラスター主催、担当:嵩さやか助教授)

東京大学社会科学研究所·水町勇一郎助教授

6月3日(木)15時~18時 「家族の契約化(仮)」

■学内研究会・法学研究科2階大会議室 (Cクラスター主催、民法研究会共催、担当:水野紀子教授)

東京都立大学名誉教授、03年文化功労者・唄孝一氏

東北大学大学院法学研究科COE支援室 TEL:(022)217-3740 お問い合わせ 21世紀COE ジェンダー法・政策研究センター アエルビル19階 TEL:(022)723-1965 **C100**